

学長のリーダーシップによる戦略的配教員の選考要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに戦略的配教員候補者選考委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配教員」という。）の採用及び移籍（現職名を変更することなく、<u>学系、講座若しくは分野、センター又は機構</u>を異にして異動することをいう。）に係る選考（以下、「選考」という。）並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配教員の再任（以下、「再任」という。）の手續きについては、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第43条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の組織)</p> <p>第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総務を所掌する副学長</u></p> <p>(2) <u>副学長（前号に掲げる者を除く。）</u> 4名</p> <p>(3) <u>学系長</u> 2名</p> <p>(4) <u>学系選出の評議会評議員</u> 2名</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第9条 選考委員会に委員長を置き、<u>前条第1号の委員</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(戦略的配教員の所属)</p> <p>第14条 第2条の規定により採用、移籍及び再任された戦略的配教員は、本学の<u>講座、センター又は機構</u>のいずれかに所属するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配教員については、本学の<u>講座、センター又は機構</u>に所属しないものとする。</p> <p>[省略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配教員」という。）の採用及び移籍（現職名を変更することなく、<u>学系、講座、分野又はセンター</u>を異にして異動することをいう。）に係る選考（以下、「選考」という。）並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配教員の再任（以下、「再任」という。）の手續きについては、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第43条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の組織)</p> <p>第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>副学長</u></p> <p>(2) <u>学系長</u></p> <p>(3) <u>学系選出の評議会評議員</u> 2名</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第9条 選考委員会に委員長を置き、<u>総務を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(戦略的配教員の所属)</p> <p>第14条 第2条の規定により採用、移籍及び再任された戦略的配教員は、本学の<u>講座又は施設・センター</u>のいずれかに所属するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配教員については、本学の<u>講座又は施設・センター</u>に所属しないものとする。</p> <p>[省略]</p>

附 則

この要項は、令和4年5月26日から施行する。